

令和２年度第２回千葉市入札適正化・苦情検討委員会 議事録

１ 日 時 令和２年１１月２０日（金） 午前１０時００分～午前１１時３０分

２ 場 所 千葉市中央コミュニティセンター８階 千鳥・海鷗

３ 出席者 （委 員）

森委員長、大川委員、大久保委員、坂根委員、望月委員
（事務局）

秋幡資産経営部長、森契約課長、小林技術管理課長、久保契約課長補佐、
福島契約第一班主査、武元技術調整班主査

４ 議 題

（１）入札・契約制度について

（２）審議事項

各入札方式における契約手続の審議（８件）

５ 議事の概要

（１）議事録署名人について

森委員長の指名により、大久保委員と望月委員に決定。

（２）入札・契約制度について

事務局から、令和２年度の入札・契約制度及び入札実施状況について説明後、質疑応答。

（３）各入札方式における契約手続の審議について

大川委員から、抽出工事８件の抽出理由を説明。

- １ 制限付一般競争入札「下水道施設改良工事（新港２－１）」
- ２ 制限付一般競争入札「南部浄化センター自家発電設備改築工事」
- ３ 制限付一般競争入札「フクダ電子スクエア人工芝改修工事」
- ４ 制限付一般競争入札「稲毛陸橋補修工事（２－１）」
- ５ 制限付一般競争入札「千葉市多部田保育所外部改修工事」
- ６ 指 名 競 争 入 札「新港穴川線（運輸支局入口）交差点改良工事（２－２）」
- ７ 指 名 競 争 入 札「千葉市立星久喜小学校トイレ改修工事（その２）」
- ８ 随 意 契 約「千葉市総合保健医療センター自動制御設備改修工事」

事務局から入札方式ごとに各工事を説明後、委員会で審議。

（７）次回の審議対象抽出委員について

森委員長の指名により、大久保委員に決定。

６ 会議経過（発言の要約）

（１）入札・契約制度について

○森 委 員 長 早速ですが、令和２年度第２回千葉市入札適正化・苦情検討委員会の議題に入ります。事務局から、入札・契約制度について、説明をお願いします。

○久保契約課長補佐 （入札・契約制度について説明）

質疑・応答

○森 委 員 長 ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。
無いようですので、次に議題となっています各入札方式における契約手続の審議に入らせていただきます。

（２）各入札方式における契約手続の審議について

○森 委 員 長 今回の案件の抽出者であります大川委員に、抽出理由の説明をしていただきます。それでは案件１について、説明よろしくお願いします。

○大 川 委 員 お手元の資料２を使って説明させていただきます。
２ページ目をご覧ください。
今回は、令和２年７月１日から９月３０日までに執行した契約案件、一般競争入札１２４件、指名競争入札４２件、随意契約２件、合計１６８件の中から、審議対象案件８件を抽出しました。
発注工事の特徴については、次の３ページ目に示されているとおりです。
これらの発注工事の特徴を踏まえ、５ページ以降に示されている発注工事一覧の中から抽出しております。それでは、４ページ目をご覧ください。
工事名「下水道施設改良工事（新港２－１）」、業種は土木です。
抽出理由は、総合評価落札方式（特別簡易型）による制限付一般競争入札で執行し、低入札調査対象があり、くじ引きによる同値抽選を行った案件であるため、抽出しました。

○森 委 員 長 それでは、事務局から案件１について、説明をお願いします。

○久保契約課長補佐 （案件１についての発注経過を説明）

質疑・応答

○森 委 員 長 案件１について、何かご質問等ございますか。

○大 川 委 員 落札者ともう 1 者については、評価値も入札価格も同一となっておりますが、
どういった理由によるものでしょうか。

○小林技術管理課長 今回の落札者ともう 1 者については、2 者とも契約後 V E 方式の実績以外の
各評価項目が満点で技術評価点が同値となっております。この評価値は、技術
評価点を入札価格で除して算定したものであり、入札価格も同額でしたので、
この 2 者の評価値が同一となったものです。

○大 川 委 員 調査基準価格と落札者の入札価格がぴったり一致してますが、業者が算出で
きるものなのでしょうか。

○森 契 約 課 長 入札価格については、土木積算基準が一般公開されている他、建設局発注の
土木工事等においては、見積徴収した設計単価及び歩掛を公開しており、調査
基準価格の算定方法も公開していることから、積算能力のある業者であれば調
査基準価格を算出することが可能です。

○森 委 員 長 他に何かご質問等ございますか。
無いようですので、続きまして案件 2 について、大川委員から抽出理由
の説明をお願いします。

○大 川 委 員 それでは、お手元の資料 2 の 4 ページ目をご覧ください。
工事名「南部浄化センター自家発電設備改築工事」、業種は電気です。
抽出理由は、総合評価落札方式（簡易型）による制限付一般競争入札で執
行し、申請者少数の 1 者入札であり、大手案件であるため、抽出しました。

○森 委 員 長 それでは、事務局から案件 2 について、説明をお願いします。

○久保契約課長補佐 （案件 2 についての発注経過を説明）

質疑・応答

○森 委 員 長 案件 2 について、何かご質問等ございますか。

○大 川 委 員 想定業者数は何者でしょうか。

○森 契 約 課 長 当時の想定業者数としては市内業者 2 者、準市内業者 2 6 者の計 2 8 者を想定しておりました。

○大 川 委 員 なぜ入札業者が 1 者と少ないのでしょうか。

○森 契 約 課 長 本工事は、停電時に下水処理場の機能を停止することなく運用するため、自家発電設備を改築するものであり、水処理施設や維持管理に関して高度な専門知識が求められることが入札参加者数の少なかった原因として考えられます。

○大 川 委 員 総合評価落札方式(簡易型)とは技術的にはどんな特徴、難しさがありますか。

○小林技術管理課長 簡易型を選定する工事は、技術的な工夫の余地が小さく、特段、技術的な難しさがある工事ではありませんが、簡易な施工計画により、工程管理や品質管理、施工上の課題等に対する技術的な提案を求めることで、より品質の確保などを図ることが期待できる工事に適用しています。

例を挙げますと、橋梁や擁壁等の土木構造物が主たる工事、重要な埋設物等と近接施工になる工事、施設や機器等を稼働させながらの工事などを想定しています。

○森 委 員 長 他に何かご質問等ございますか。

無いようですので、続きまして案件 3 について、大川委員から抽出理由の説明をお願いします。

○大 川 委 員 それでは、お手元の資料 2 の 4 ページ目をご覧ください。

工事名「フクダ電子スクエア人工芝改修工事」、業種は舗装です。

抽出理由は、総合評価落札方式(特別簡易型)による制限付一般競争入札で執行し、低入札調査対象があり、入札金額が高い業者が低い業者を逆転した案件であるため、抽出しました。

○森 委 員 長 それでは、事務局から案件 3 について、説明をお願いします。

○久保契約課長補佐 (案件 3 についての発注経過を説明)

質疑・応答

○森 委 員 長 案件 3 について、何かご質問等ございますか。

○大 川 委 員 総合評価落札方式結果調書（特別簡易型）において、2 者欠格となっておりますが、理由は为什么呢。

○小林技術管理課長 今回の欠格となっている 2 者について、総合評価落札方式の入札参加に必要な評価資料が未提出だったため、欠格となっております。

○大 川 委 員 低入札でこちらが調査し、失格となった例がありますが、こういった理由によるものでしょうか。

○森 契 約 課 長 提出された低入札価格調査報告書を、工事担当課が「千葉市低入札価格調査マニュアル」等に基づき審査したところ、提出された調査報告書に「指定数量で見積りされていない」ことや「積み上げの合計金額の計算が合っていない」ことなどの不備があったことから「千葉市建設工事低入札価格取扱要領第 8 条第 5 項」により審査中止の報告を受けたことから失格となりました。

○森 委 員 長 入札参加者で「清水・白川土建建設共同企業体」と「清水・旭建設共同企業体」がありますが、主となる事業者が 2 回応札することは可能なのでしょうか。

○森 契 約 課 長 落札した「清水・白川土建建設共同企業体」の親会社は市内業者の(株)清水土木、「清水・旭建設共同企業体」の親会社は準市内業者の清水建設(株)で別会社となります。同じ事業者が 2 回応札することはできません。建設共同企業体の名称については、入札者が付けるものとなっております。

○森 委 員 長 他に何かご質問等ございますか。
無いようですので、続きまして案件 4 について、大川委員から抽出理由の説明をお願いします。

○大 川 委 員 それでは、お手元の資料 2 の 4 ページ目をご覧ください。
工事名「稲毛陸橋補修工事（2－1）」、業種は塗装です。
抽出理由は、総合評価落札方式（特別簡易型）による制限付一般競争入札で執行し、低入札調査対象の案件であるため、抽出しました。

○森 委 員 長 それでは、事務局から案件 4 について、説明をお願いします。

○久保契約課長補佐 （案件４についての発注経過を説明）

質疑・応答

○森 委 員 長 案件４について、何かご質問等ございますか。

○大 川 委 員 低入札でこちらが調査し失格となった、(有)西川塗装店がありますが、どういった理由によるもののでしょうか。

○森 契 約 課 長 提出された低入札価格調査報告書を、工事担当課が「千葉市低入札価格調査マニュアル」等に基づき審査したところ、提出された調査報告書に「見積書が一部添付されていない」ことや「書類の一部が添付されていない」ことなどの不備があったことから「千葉市建設工事低入札価格取扱要領第８条第５項」により審査中止の報告を受けたことから失格となりました。

○坂 根 委 員 もう一者の失格となっている(株)サン企画の失格理由について教えてください。

○福島契約課主査 低入札価格調査制度において、設定されている調査基準価格を入札価格が下回ったうえで、積算の各項目「直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等」で設定している失格基準をいずれかの１項目でも下回った場合、失格とした取扱いを行っているため、(株)サン企画の失格理由である「調査基準価格を下回り、かつ共通仮設費が価格失格基準を下回ったため」という内容は、共通仮設費の項目が下回ったため、低入札価格調査の対象とはならず、失格となりました。

○森 委 員 長 他に何かご質問等ございますか。
無いようですので、続きまして案件５について、大川委員から抽出理由の説明をお願いします。

○大 川 委 員 それでは、お手元の資料２の４ページ目をご覧ください。
工事名「千葉市多部田保育所外部改修工事」、業種は防水です。
抽出理由は、総合評価落札方式（特別簡易型）による制限付一般競争入札で執行し、入札金額が高い業者が低い業者を逆転した案件であるため、抽出しました。

○森 委 員 長 それでは、事務局から案件５について、説明をお願いします。

○久保契約課長補佐 （案件５についての発注経過を説明）

質疑・応答

- 森 委 員 長 案件5について、何かご質問等ございますか。
- 大 川 委 員 一番高い業者が落札、金額もその他の業者と乖離があるのになぜでしょうか。
- 森 契 約 課 長 総合評価落札方式では、「技術評価点 ÷ 入札額 × 1,000,000」の式により算出される「評価値」が最も高い者を落札候補者としております。今回の入札では、予定価格範囲内で入札した3者のうち、落札に至らなかった2者の技術評価点がいずれも 102.2222 点であったのに対し、落札者の技術評価点は 107.7777 点でした。入札額で比較すると、落札者と次点入札者の間に 750,000 円の差がありますが、前述の技術評価点差により、評価値の逆転が発生しております。
- 大 川 委 員 総合評価落札方式結果調書（特別簡易型(実績育成タイプ)）において、得点の差が大きいのはなぜでしょうか
- 小林技術管理課長 得点の低い企業は、千葉市の災害協力者名簿への登載や災害活動・ボランティア活動の実績の加点がないため、主にこの項目で得点の差が生じています。
- 大 川 委 員 15点満点なのに、7点のところが落札しておりあまり高くない様に思えますが、相対評価ということで、得点が低いのは問題ないのでしょうか。
- 小林技術管理課長 入札参加者中の相対評価において、評価値が中でも一番高い企業を落札者としていますので、特に問題はないと考えております。
- 大 久 保 委 員 「特別簡易型の実績育成タイプ」と「特別簡易型」で評価項目にはどのような違いがあるのでしょうか。
- 小林技術管理課長 実績育成タイプについては、同種工事の施工実績や配置予定技術者の施工経験を評価していない点になります。評価しないことによって、実績のない新規参入業者などにも受注機会が増えるようにしております。
- また、令和2年4月1日以降については、配置予定技術者の施工経験がない場合だと点数を1点加算するような取り組みをしております。

○望 月 委 員 評価項目のなかで、「工事成績評定点の実績」は「過去４ヵ年度間の同一業種工事での工事成績評定点の平均点」との記載があり、先程の実績のない新規参入業者などにも受注機会が増えるように、といった説明に矛盾があるように感じますが、説明をお願いします。

○武元技術管理課主査 実績育成タイプの場合、同一業種工事の実績がある場合においても、実績がない場合においても配点は０点としておりますが、工事成績評定点の悪い実績を持っている業者については、減点評価しておりますので、評価項目に設定しております。

○望 月 委 員 実績育成タイプですが、実績がない業者に限定している訳ではないということでしょうか。

○小林技術管理課長 そうなります。

○大 川 委 員 達成工業㈱が欠格となっておりますが、理由を教えてください。

○小林技術管理課長 総合評価落札方式の入札参加に必要な評価資料が未提出だったため、欠格となっております。

○森 委 員 長 実績育成タイプとはどのような案件に適用されるのでしょうか。

○小林技術管理課長 技術審査会に諮ることで、総合評価落札方式の型式を決めるのですが、基本的には対外的な折衝がないものや、複雑な工事内容ではないものを対象として選定しております。

○森 委 員 長 品質を高めるために総合評価落札方式を取り入れていると思うのですが、落札額が逆転するケースが多々見受けられます。一番応札額が低い業者ではなく、評価値が高い業者に受注する必要性、総合評価落札方式を取り入れている場合と取り入れていない場合の工事成績の差というのは検証をされているのでしょうか。

○小林技術管理課長 平成２９年度から令和元年度までの３ヵ年の工事成績実績評点の平均点ですが、総合評価対象工事が７９．１点、対象ではない工事が７６．８点と２．３ポイント上昇しており、総合評価落札方式を行うことで一定の品質を確保できていることを数値上で確認しております。

○坂 根 委 員 総合評価落札方式の実績育成タイプは、年間としてはどれぐらいの件数を行っているのでしょうか。

○小林技術管理課長 令和元年度の実績としては、全契約件数550件のうち、総合評価の適用件数は156件、28%が総合評価の適用としております。中でも特別簡易型は141件、実績育成タイプはそのうちの約2割となります。

○森 委 員 長 他に何かご質問等ございますか。
無いようですので、続きまして案件6について、大川委員から抽出理由の説明をお願いします。

○大 川 委 員 それでは、お手元の資料2の4ページ目をご覧ください。
工事名「新港穴川線（運輸支局入口）交差点改良工事（2－2）」、業種は土木です。
抽出理由は、再発注で、予定価格事前公表の指名競争入札で執行し、1者入札で落札した案件であるため、抽出しました。

○森 委 員 長 それでは、事務局から案件6について、説明をお願いします。

○久保契約課長補佐 （案件6についての発注経過を説明）

質疑・応答

○森 委 員 長 案件6について、何かご質問等ございますか。

○大 川 委 員 4回の入札を行っておりますが、なぜ、4回まで行うことになったのでしょうか。

○森 契 約 課 長 1回目に指名競争入札で市内業者に対し発注を行いましたが、結果は36者を指名し、辞退32者、未入札4者で入札不調となりました。入札不調となった理由は、辞退理由の内容から「技術者の確保が困難」「作業員の確保が困難」「会社都合による辞退」の3点が主な理由としてあげられています。

2回目は設計内容の変更はせず、指名競争入札で市内業者に対し発注を行いました。結果は、36者を指名し、辞退27者、未入札9者で入札不調となりました。入札不調となった理由は、辞退理由の内容から「技術者の確保が困難」「会社都合による辞退」の2点が主な理由としてあげられています。

令和2年度に発注をした、3回目は設計金額を見直し、一般競争入札で市内業者に対し発注を行いました。結果は、参加者7者中、辞退5者、未入札2者

で入札不調となりました。辞退理由の内容から、前回に引き続き、「会社都合による辞退」が多くあげられています。

4回目は設計金額を見直し、指名競争入札で市内業者に対し発注を行いました。結果は、95者を指名し、有効な入札1者、辞退73者、未入札21者でした。

○大 川 委 員 4回目はなぜ、95者指名して1者しか入札していないのでしょうか。
また、辞退者がかなり多いのですが、理由は何でしょうか。

○森 契 約 課 長 辞退理由として挙げられたものの割合でみると、「技術者の確保が困難」が一番多く挙げられています。ほか、「会社都合による辞退」「作業員の確保が困難」が辞退理由として多く挙げられています。

○坂 根 委 員 4回目の発注で落札した㈱サン企画が、1～3回目までの入札に参加をしていない理由、指名業者に挙げられていない理由はなぜでしょうか。

○福島契約課主査 1～3回目までの発注では、設計金額による等級別発注基準により、市内の等級Aに格付けされた業者を対象としておりましたが、令和2年度に土木工事の等級別時発注基準額のA・Bの金額を3千万円から4千万円に変更したこと、発注時に設計金額を見直したことなどがあり、4回目の再発注では、㈱サン企画を含めた市内B業者も対象として指名をしております。

○坂 根 委 員 この結果を見る限りだと、等級Aの業者は技術者を確保し辛い状況であり、等級Bの業者の方が若干余裕はあるということでしょうか。

○福島契約課主査 一概にはいえません。逆の場合もあり、等級Bを対象としていた案件で不調となり、発注区分を等級Aまで拡大した際に、等級Aの業者が落札をする場合も御座います。辞退理由で一番多いものが、技術者の確保が困難という状況を踏まえると、発注した際に他の工事が終わり技術者の空きがあった、といったことが重なった結果だと考えられます。

○大 川 委 員 3回目が一般競争入札に戻っているのはなぜでしょうか。

○森 契 約 課 長 本工事箇所は、オリンピック・パラリンピックにおける東京圏関係者輸送道路（東関東道）の代替路と想定しており、運輸支局入口交差点の右折車線を1車線から2車線に改良するものです。

1回目については、先行して発注した信号機移設工事の受注者が決定し、合わせて施工をする必要があるため、指名競争入札で執行した結果不調となりました。この不調結果に伴って、先行して発注した信号機移設工事については、設計変更することで本工事に影響がでないよう対応しました。

2回目の再発注は、オリンピック・パラリンピックの開催までに工事を完了させる必要があるため、指名競争入札で執行した結果不調となりました。

3回目に再発注を行った時点では、オリンピック・パラリンピックが延期になったことにより指名にする理由がなくなったため、3回目は一般競争入札に切り替えました。

○望 月 委 員 等級別発注基準についてですが、発注時の設計金額だけで決めてしまうものであり、工事の規模などの内容を加味することはないのでしょうか。

○福島契約課主査 そうなります。工事の規模、工期などに応じて変わってくるかと思いますが、客観的な数字で等級を分ける際に主要となる部分は設計金額と考え、等級別発注基準を基として、入札参加資格の格付け設定をしています。

○坂 根 委 員 案件2では、入札参加資格で経営事項審査において総合評定値が1, 100点以上と設定しておりますが、総合評定値を設定する場合としない場合をどのように分けて考えているのでしょうか。

○福島契約課主査 施工難易度が高いことにより施工管理が適正に行える大手業者に限定する必要がある場合などは、総合評定値1, 100点を設定することで、大手案件としています。点数の根拠としては、国土交通省の基準に合わせているためです。

○坂 根 委 員 令和2年度で等級別発注基準のA・Bの金額を変えた理由は、なぜでしょうか。

○福島契約課主査 2年毎に入札参加資格者名簿の作成を行っており、名簿の切り替え時期に合わせて、等級別発注基準の設計金額の見直しを行っております。名簿を作成するに当たっての等級分けをする際に、今後の発注予定などを総合的に鑑みたくえて、等級別発注基準となる金額の設定をしています。

○大 川 委 員 4回の発注の間に、どのような見直しを行ったのでしょうか。

○森 契 約 課 長 2 回目は設計内容の変更はせず、単価の更新を行い、予定工期から年度内での竣工が難しくなったため、3 月議会において明許繰越の承認を受けてから、指名競争入札で再発注をしました。

3 回目は設計金額の見直し（舗装範囲の数量 9 0 m²増）を実施し、指名競争入札から一般競争入札に変更して再発注しました。

4 回目は設計金額の見直し、警察との再協議により、全て夜間工事であった工種の内舗装、擁壁、大型標識移設等は夜間、その他の工種を夜間から昼間に変更をし、実施に伴う工期を 1 6 0 日間から 1 5 0 日間に変更し、一般競争入札から指名競争入札に変更して再発注しました。

○森 委 員 長 他に何かご質問等ございますか。

無いようですので、続きまして案件 7 について、大川委員から抽出理由の説明をお願いします。

○大 川 委 員 それでは、お手元の資料 2 の 4 ページ目をご覧ください。

工事名「千葉市立星久喜小学校トイレ改修工事（その 2）」、業種は建築です。

抽出理由は、再発注で、予定価格事前公表の指名競争入札で執行し、落札率の高い案件であるため、抽出しました。

○森 委 員 長 それでは、事務局から案件 7 について、説明をお願いします。

○久保契約課長補佐 （案件 7 についての発注経過を説明）

質疑・応答

○森 委 員 長 案件 7 について、何かご質問等ございますか。

○大 川 委 員 5 6 者指名して、応札が 2 者と少ないですが、理由を教えてください。
辞退者がかなり多いですが、理由は何でしょうか。

○森 契 約 課 長 辞退理由として挙げられたものの割合でみると、「技術者の確保が困難」が最多となっております。理由として、2 回目の開札日が 6 月下旬、3 回目の開札日が 7 月下旬であり、年度当初に発注・契約締結した工事へ技術者・下請業者が従事中である等、業者応札が困難な時期と重なった可能性が考えられます。

○大 川 委 員 落札率が 9 9 . 2 9 % と高い理由はなぜでしょうか。

○森 契 約 課 長 指名競争入札においては、予定価格を事前公表しておりますが、公表に関わらず2回目の入札が不調となった経緯から「応札者がおらず、予定価格に近い金額でも落札可能」と応札業者の方で判断されたものと考えられます。

○大 川 委 員 不調の原因は为什么呢。

○森 契 約 課 長 1 回目の入札については、再度入札の上、予定価格超過により不調となったことから、予定価格積算と、応札者が適当と考える価格に差異があったものと考えられます。

2 回目の発注では、応札者が予定価格を超過したため無効となりました。次点の応札者がおらず不調となり、辞退理由で挙げられているように、技術者確保が困難なことによる、辞退者数が多い事も不調の要因となっております。

○森 委 員 長 小学校のトイレ改修は夏休みに工事を行うために、他にも発注を行っている案件があると思いますが、他の案件も入札不調となっているのでしょうか。

○森 契 約 課 長 トイレ工事においては、他案件においても不調となっている場合があります。理由として考えられるものとしては、学校という施工条件から、応札を見送っている業者が多いのではないかと考えられます。

○森 委 員 長 他に何かご質問等ございますか。
無いようですので、続きまして案件 8 について、大川委員から抽出理由の説明をお願いします。

○大 川 委 員 それでは、お手元の資料 2 の 4 ページ目をご覧ください。
工事名「千葉市総合保健医療センター自動制御設備改修工事」、業種は電気通信です。
抽出理由は、一者随契で執行した案件であるため、抽出しました。

○森 委 員 長 それでは、事務局から案件 8 について、説明をお願いします。

○久保契約課長補佐 (案件 8 についての発注経過を説明)

質疑・応答

○森 委 員 長 案件 8 について、何かご質問等ございますか。

○大 川 委 員 金額が高いのに随意契約ということで競争性が確保されておりませんが、随意契約でよろしかったのでしょうか。

○森 契 約 課 長 自動制御設備はメーカー各社が一体のシステムとして独自に開発しており、構成部品やソフトウェアが各社ごとに異なっているため、今回再使用となる既設自動制御設備のメーカー以外では連携が不可能であるので問題ありません

○大 川 委 員 年間で随意契約は、どれくらい発生するのでしょうか。

○森 契 約 課 長 令和 2 年度の 9 月末時点では 7 件。内訳としましては、土木 1 件、電気通信 2 件、建築コンサルタント 4 件となります。
令和元年度では 11 件。平成 30 年度では 8 件となっております。

○大 川 委 員 他に候補となる業者はいなかったのでしょうか。

○森 契 約 課 長 今回再使用となる既設自動制御設備のメーカー以外では連携が不可能であり、本施設の建設時に自動制御設備を設置し、保守・点検を行っている業者以外では施工不可能であるため、他に候補となる業者はおりませんでした。

○森 委 員 長 他に何かご質問等ございますか。
無いようでしたら、以上で各入札方式における契約手続の審議を終わらせて頂きます。

○森 契 約 課 長 本日は長時間にわたり慎重な審議をありがとうございました。次回は、令和 3 年 2 月 10 日水曜日午後 1 時 30 分に開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以 上

令和２年度第２回千葉市入札適正化・苦情検討委員会議事録署名人

委 員

⑩

委 員

⑩

問い合わせ先 千葉市財政局資産経営部契約課

TEL ０４３（２４５）５０８８

FAX ０４３（２４５）５５３６